

那福障第 144 号
令和5年7月 18 日

指定共同生活援助事業者 様

那覇市障がい福祉課
(事 務 連 絡)

指定共同生活援助(グループホーム)における敷金等の取扱いについて(通知)

平素より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
みだしのことについて、指定共同生活援助事業者の敷金等の取扱いを下記のとおり、お示します。
各事業者におかれましては周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 利用者から受け取ることが認められる費用については、基準省令及び条例等により、指定共同生活援助事業者が利用者から支払を受けることができる費用は、①利用者負担額、②食材料費、③家賃、④光熱水費、⑤日用品費、⑥その他の日常生活費となっている。敷金等は、上記に掲げられていないため、利用者から受け取るとは認められてない。

※基準省令第 210 条の4

2 「その他の日常生活費」について

利用者の自由な選択に基づき、事業者等が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

事業者等により行われる便宜の供与であっても、サービス提供と関係のないもの(利用者の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

3 受領に係る基準

次の基準が遵守されなければならない。

- (1) 介護給付費等のサービスとの間に重複関係がない。
- (2) 介護給付費等のサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用。
(例:お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等)は認められない。
- (3) 利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
- (4) 対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 運営規程で定められなければならない、見やすい場所に掲示しなければならない。

ただし、その額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許される。

4 具体的な範囲

(1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの（一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品。

（例：歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）

(2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なもの。

（例：クラブ活動や行事における材料費、入浴に係る経費等）

(3) 利用者の希望によって、送迎を提供する場合に係る費用。

（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）

5 その他

既に、利用者から敷金の支払を受けた場合やそれ以外にも支払を受けるべきではない費用について利用者からの支払を受けた場合は、速やかに利用者に返金すること。

※「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日 障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」

お問い合わせ先
那覇市 障がい福祉課
事業所指定グループ
TEL 098-862-3275